

福岡県公報

平成25年12月27日
第3560号

目次

告示(第1925号-第1947号)

○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	3
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	9
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	10
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	10
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	13
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	16
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	16
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	17
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	17
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	17
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農山漁村振興課)	17
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	18
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	18
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	18
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	18

○道路の区域の変更	(道路維持課)	19
○道路の供用の開始	(道路維持課)	19
○道路の区域の変更	(道路維持課)	19

公安委員会

○福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部子ども・女性安全対策課)	20
---------------------------	-------------------	----

雑報

○西日本宝くじの発売	(財政課)	20
○西日本宝くじの発売	(財政課)	21
○西日本宝くじの発売	(財政課)	21
○西日本宝くじの発売	(財政課)	21
○西日本宝くじの発売	(財政課)	22
○西日本宝くじの発売	(財政課)	22
○西日本宝くじの発売	(財政課)	23
○西日本宝くじの発売	(財政課)	23
○西日本宝くじの発売	(財政課)	24
○西日本宝くじの発売	(財政課)	24
○西日本宝くじの発売	(財政課)	25
○西日本宝くじの発売	(財政課)	25
○西日本宝くじの発売	(財政課)	25
○西日本宝くじの発売	(財政課)	26
○西日本宝くじの発売	(財政課)	26

告示

福岡県告示第1925号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年12月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス広川町店
- (2) 所在地 福岡県八女郡広川町大字新代字松ノ木660番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年8月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,666平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側	28
建物敷地西側	41
合計	69

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	21

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南側	52

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内東側	9.58

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4箇所 建物敷地南側及び西側、建物敷地西側駐車場南側及び東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

福岡県告示第1926号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成19年7月福岡県告示第1332号福岡都市計画道路事業3・3・183号長尾橋本線及び福岡都市計画道路事業3・4・46号西新早良線の事業計画〔福岡市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成19年7月9日から平成29年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第1927号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年10月福岡県告示第1869号福岡都市計画道路事業3・3・36号和白新宮線の事業計画〔福岡市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成19年10月10日から平成30年3月31日まで

2 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第1928号

次の加入区において平成21年12月福岡県告示第1858号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成25年12月14日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 浜武加入区

福岡県告示第1929号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
雨窪谷	京都郡菟田町雨窪及び提（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
提谷1	京都郡菟田町光国、提、神田町1丁目及び2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
提谷2	京都郡菟田町光国及び馬場（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
尾倉谷	京都郡菟田町尾倉（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
新浜谷	京都郡菟田町与原（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
白石谷2	京都郡菟田町二崎（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
白石谷1	京都郡菟田町二崎（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
与原谷	京都郡菟田町二崎及び与原（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
一口川	京都郡菟田町新津（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
新津谷-2	京都郡菟田町新津（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
新津谷-1	京都郡菟田町新津（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
猪熊谷	京都郡菟田町下片島（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
浄土院川	京都郡菟田町下片島（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
浄土院谷	京都郡菟田町下片島（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
松蔭谷	京都郡菟田町稲光（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流

白川-1	京都郡菟田町山口（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
白川-2	京都郡菟田町山口（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
白川-3	京都郡菟田町山口（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
白川-4	京都郡菟田町山口（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
白川-5	京都郡菟田町山口（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
白川-6	京都郡菟田町山口（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
白川-7	京都郡菟田町山口（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
白川-8	京都郡菟田町山口（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
八田山谷-2	京都郡菟田町山口（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
八田山谷-1	京都郡菟田町山口（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
松山(a)	京都郡菟田町松山（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松山(B)	京都郡菟田町松山（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松山(A)	京都郡菟田町松山（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
菟田(a)	京都郡菟田町松山（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
若久町三丁目(b)	京都郡菟田町若久町3丁目（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
若久町三丁目(a)	京都郡菟田町若久町3丁目（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
雨窪(b)	京都郡菟田町雨窪（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
雨窪(h)	京都郡菟田町雨窪（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
雨窪(c)	京都郡菟田町雨窪（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

雨窪(g)	京都郡菟田町雨窪（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
雨窪(a)-1	京都郡菟田町雨窪（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光国(a)	京都郡菟田町雨窪（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
雨窪(a)-2	京都郡菟田町雨窪及び提（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
提(b)	京都郡菟田町光国及び提（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
提(c)	京都郡菟田町光国及び提（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光国	京都郡菟田町光国（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
馬場(b)	京都郡菟田町光国及び馬場（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尾倉(d)-1	京都郡菟田町尾倉（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尾倉(d)-2	京都郡菟田町尾倉（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
集(A)	京都郡菟田町尾倉（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
正福寺(b)	京都郡菟田町尾倉（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尾倉(b)	京都郡菟田町尾倉（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
与原(a)	京都郡菟田町与原（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
与原(b)	京都郡菟田町与原（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
与原(d)	京都郡菟田町与原（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
与原(c)-2	京都郡菟田町与原（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
与原(c)-1	京都郡菟田町与原（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新浜町(a)	京都郡菟田町与原（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

新浜町(c)	京都郡菟田町与原（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白石(a)	京都郡菟田町与原（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白石(b)	京都郡菟田町与原（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白石(c)	京都郡菟田町与原及び二崎（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二崎(A)-6	京都郡菟田町二崎（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二崎(A)-5	京都郡菟田町二崎（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二崎(A)-4	京都郡菟田町二崎（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二崎(A)-3	京都郡菟田町二崎（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二崎(A)-2	京都郡菟田町二崎（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二崎(A)-1	京都郡菟田町二崎（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二崎(b)	京都郡菟田町二崎（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新津(d)-2	京都郡菟田町新津1丁目及び3丁目（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新津(d)-1	京都郡菟田町新津1丁目及び新津（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(b)	京都郡菟田町新津（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(c)	京都郡菟田町新津（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(a)	京都郡菟田町新津（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新津(e)	京都郡菟田町新津（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新津(c)	京都郡菟田町新津（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
百合ヶ丘-2	京都郡菟田町新津（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

百合ヶ丘-1	京都郡菟田町新津（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新津(b)	京都郡菟田町新津及び下片島（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猪熊-4	京都郡菟田町下片島（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猪熊-3	京都郡菟田町下片島（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猪熊-2	京都郡菟田町下片島（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猪熊-1	京都郡菟田町下片島及び上片島（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
木の元(a)	京都郡菟田町上片島（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
木の元	京都郡菟田町上片島（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上片島	京都郡菟田町上片島及び葛川（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岡崎(a)-1	京都郡菟田町葛川（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岡崎(a)-2	京都郡菟田町葛川（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岡崎(b)	京都郡菟田町葛川及び岡崎（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
稲光(g)	京都郡菟田町稲光（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
稲光(a)-1	京都郡菟田町稲光（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
稲光(a)-2	京都郡菟田町稲光及び葛川（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松蔭(b)	京都郡菟田町稲光（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松蔭	京都郡菟田町稲光（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
稲光(c)	京都郡菟田町稲光（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
稲光(d)	京都郡菟田町稲光（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

稲光(b)	京都郡苅田町稲光（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鋤崎-1	京都郡苅田町鋤崎（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鋤崎-2	京都郡苅田町鋤崎（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒添(A)	京都郡苅田町黒添（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒添(b)	京都郡苅田町法正寺（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
神後(b)	京都郡苅田町谷（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮殿	京都郡苅田町山口（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(e)	京都郡苅田町山口（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(d)	京都郡苅田町山口（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(c)	京都郡苅田町山口（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本谷(b)	京都郡苅田町山口（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
元谷(a)	京都郡苅田町山口（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
等覚寺	京都郡苅田町山口（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北谷	京都郡苅田町山口（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八田山(c)	京都郡苅田町山口（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八田山(a)	京都郡苅田町山口（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八田山(b)	京都郡苅田町山口（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八田山-1	京都郡苅田町山口（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八田山-2	京都郡苅田町山口（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

八田山-3	京都郡苅田町山口（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八田山-4	京都郡苅田町山口（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
提	京都郡苅田町提及び光国（別紙図面113に示す区域のとおり）	地滑り
緑ヶ丘(1)	京都郡苅田町新津及び尾倉（別紙図面114に示す区域のとおり）	地滑り
緑ヶ丘(2)	京都郡苅田町新津（別紙図面115に示す区域のとおり）	地滑り
百合ヶ丘	京都郡苅田町新津（別紙図面116に示す区域のとおり）	地滑り
猪熊	京都郡苅田町下片島（別紙図面117に示す区域のとおり）	地滑り
緑ヶ丘(3)	京都郡苅田町新津（別紙図面118に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面は省略し、その図面を苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1930号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
雨窪谷	京都郡苅田町雨窪及び提（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
提谷1	京都郡苅田町光国、提、神田町1丁目及び2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

提谷2	京都郡菟田町光国及び馬場 (別紙図面3に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面3に記載 する表のとおり
尾倉谷	京都郡菟田町尾倉(別紙図 面4に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面4に記載 する表のとおり
新浜谷	京都郡菟田町与原(別紙図 面5に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面5に記載 する表のとおり
白石谷2	京都郡菟田町二崎(別紙図 面6に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面6に記載 する表のとおり
白石谷1	京都郡菟田町二崎(別紙図 面7に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面7に記載 する表のとおり
与原谷	京都郡菟田町二崎及び与原 (別紙図面8に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面8に記載 する表のとおり
一口川	京都郡菟田町新津(別紙図 面9に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面9に記載 する表のとおり
新津谷-2	京都郡菟田町新津(別紙図 面10に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面10に記載 する表のとおり
新津谷-1	京都郡菟田町新津(別紙図 面11に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面11に記載 する表のとおり
浄土院谷	京都郡菟田町下片島(別紙 図面14に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面14に記載 する表のとおり
松蔭谷	京都郡菟田町稲光(別紙図 面15に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面15に記載 する表のとおり
白川-2	京都郡菟田町山口(別紙図 面17に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面17に記載 する表のとおり
白川-3	京都郡菟田町山口(別紙図 面18に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面18に記載 する表のとおり
白川-4	京都郡菟田町山口(別紙図 面19に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面19に記載 する表のとおり
白川-5	京都郡菟田町山口(別紙図 面20に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面20に記載 する表のとおり
白川-6	京都郡菟田町山口(別紙図 面21に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面21に記載 する表のとおり
白川-7	京都郡菟田町山口(別紙図 面22に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面22に記載 する表のとおり
白川-8	京都郡菟田町山口(別紙図 面23に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面23に記載 する表のとおり

八田山谷-2	京都郡菟田町山口(別紙図 面24に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面24に記載 する表のとおり
八田山谷-1	京都郡菟田町山口(別紙図 面25に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面25に記載 する表のとおり
松山(a)	京都郡菟田町松山(別紙図 面26に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載 する表のとおり
松山(B)	京都郡菟田町松山(別紙図 面27に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載 する表のとおり
菟田(a)	京都郡菟田町松山(別紙図 面29に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載 する表のとおり
雨窪(b)	京都郡菟田町雨窪(別紙図 面32に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載 する表のとおり
雨窪(h)	京都郡菟田町雨窪(別紙図 面33に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載 する表のとおり
雨窪(c)	京都郡菟田町雨窪(別紙図 面34に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載 する表のとおり
雨窪(g)	京都郡菟田町雨窪(別紙図 面35に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載 する表のとおり
雨窪(a)-1	京都郡菟田町雨窪(別紙図 面36に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載 する表のとおり
雨窪(a)-2	京都郡菟田町雨窪及び提 (別紙図面38に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載 する表のとおり
提(b)	京都郡菟田町光国及び提 (別紙図面39に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載 する表のとおり
提(c)	京都郡菟田町光国及び提 (別紙図面40に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載 する表のとおり
光国	京都郡菟田町光国(別紙図 面41に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載 する表のとおり
馬場(b)	京都郡菟田町光国及び馬場 (別紙図面42に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載 する表のとおり
尾倉(d)-1	京都郡菟田町尾倉(別紙図 面43に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載 する表のとおり
尾倉(d)-2	京都郡菟田町尾倉(別紙図 面44に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載 する表のとおり

集(A)	京都郡菟田町尾倉（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり
正福寺(b)	京都郡菟田町尾倉（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
尾倉(b)	京都郡菟田町尾倉（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
与原(a)	京都郡菟田町与原（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
与原(d)	京都郡菟田町与原（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
与原(c)-2	京都郡菟田町与原（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
与原(c)-1	京都郡菟田町与原（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
新浜町(a)	京都郡菟田町与原（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
新浜町(c)	京都郡菟田町与原（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
白石(a)	京都郡菟田町与原（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
白石(b)	京都郡菟田町与原（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり
白石(c)	京都郡菟田町与原及び二崎（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
二崎(A)-6	京都郡菟田町二崎（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
二崎(A)-5	京都郡菟田町二崎（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
二崎(A)-4	京都郡菟田町二崎（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
二崎(A)-3	京都郡菟田町二崎（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
二崎(A)-2	京都郡菟田町二崎（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
二崎(A)-1	京都郡菟田町二崎（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
二崎(b)	京都郡菟田町二崎（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり

新津(d)-2	京都郡菟田町新津1丁目及び3丁目（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
新津(d)-1	京都郡菟田町新津1丁目及び新津（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
緑ヶ丘(b)	京都郡菟田町新津（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり
緑ヶ丘(c)	京都郡菟田町新津（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
緑ヶ丘(a)	京都郡菟田町新津（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり
新津(e)	京都郡菟田町新津（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり
百合ヶ丘-1	京都郡菟田町新津（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載する表のとおり
新津(b)	京都郡菟田町新津及び下片島（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
猪熊-4	京都郡菟田町下片島（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり
猪熊-3	京都郡菟田町下片島（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載する表のとおり
猪熊-2	京都郡菟田町下片島（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
猪熊-1	京都郡菟田町下片島及び上片島（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり
木の元(a)	京都郡菟田町上片島（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載する表のとおり
木の元	京都郡菟田町上片島（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり
上片島	京都郡菟田町上片島及び葛川（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載する表のとおり

岡崎(a)-1	京都郡苅田町葛川（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載する表のとおり
岡崎(b)	京都郡苅田町葛川及び岡崎（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載する表のとおり
稲光(g)	京都郡苅田町葛川（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載する表のとおり
稲光(a)-1	京都郡苅田町稲光（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面86に記載する表のとおり
稲光(a)-2	京都郡苅田町稲光及葛川（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面87に記載する表のとおり
松蔭(b)	京都郡苅田町稲光（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面88に記載する表のとおり
松蔭	京都郡苅田町稲光（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面89に記載する表のとおり
稲光(c)	京都郡苅田町稲光（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載する表のとおり
稲光(d)	京都郡苅田町稲光（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面91に記載する表のとおり
稲光(b)	京都郡苅田町稲光（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面92に記載する表のとおり
鋤崎-1	京都郡苅田町鋤崎（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面93に記載する表のとおり
鋤崎-2	京都郡苅田町鋤崎（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面94に記載する表のとおり
黒添(A)	京都郡苅田町黒添（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面95に記載する表のとおり
黒添(b)	京都郡苅田町法正寺（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面96に記載する表のとおり
神後(b)	京都郡苅田町谷（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面97に記載する表のとおり
宮殿	京都郡苅田町山口（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面98に記載する表のとおり
山口(e)	京都郡苅田町山口（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面99に記載する表のとおり

山口(d)	京都郡苅田町山口（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面100に記載する表のとおり
山口(c)	京都郡苅田町山口（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面101に記載する表のとおり
本谷(b)	京都郡苅田町山口（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
元谷(a)	京都郡苅田町山口（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面103に記載する表のとおり
等覚寺	京都郡苅田町山口（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面104に記載する表のとおり
北谷	京都郡苅田町山口（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり
八田山(c)	京都郡苅田町山口（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面106に記載する表のとおり
八田山(b)	京都郡苅田町山口（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面108に記載する表のとおり
八田山-1	京都郡苅田町山口（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面109に記載する表のとおり
八田山-2	京都郡苅田町山口（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面110に記載する表のとおり
八田山-3	京都郡苅田町山口（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面111に記載する表のとおり
八田山-4	京都郡苅田町山口（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面112に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上黒田	行橋市大字上稗田及び京都郡みやこ町勝山黒田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を行橋市役所とみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1932号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上黒田	行橋市大字上稗田及び京都郡みやこ町勝山黒田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を行橋市役所とみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1933号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

る。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上矢山川	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
上矢山谷1	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
別所河内川	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
米山谷1	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
米山谷2	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
矢山川	京都郡みやこ町勝山矢山（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
矢山川2	京都郡みやこ町勝山矢山（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
上河内谷3	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
上河内谷4	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
上河内谷5	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
上河内谷2	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
上河内谷6	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
上河内谷1	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
上河内谷7	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
上河内谷8-2	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
上河内谷8-1	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流

程ヶ峯	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
程ヶ峯2	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
広谷川	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
下河内谷	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
下河内谷2	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
ゴクメキ	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
初代川	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
初代川2	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
菩提川	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
研場川-2	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
研場川-1	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
宇田川	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
図師	京都郡みやこ町勝山大久保（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
図師川-2	京都郡みやこ町勝山大久保（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
図師川-1	京都郡みやこ町勝山大久保（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
迫筋屋敷	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上矢山(d)-1	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上矢山(d)-2	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
米山	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

上矢山(b)	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上矢山(c)	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上矢山(a)	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
米山(a)	京都郡みやこ町勝山上矢山及び勝山矢山（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
正徳法-1	京都郡みやこ町勝山矢山（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
正徳法-2	京都郡みやこ町勝山矢山（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
矢山(d)	京都郡みやこ町勝山矢山（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
矢山(b)	京都郡みやこ町勝山矢山（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
矢山(c)	京都郡みやこ町勝山矢山（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道佛屋敷-1	京都郡みやこ町勝山矢山（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道佛屋敷-2	京都郡みやこ町勝山矢山（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫-1	京都郡みやこ町勝山矢山（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫-2	京都郡みやこ町勝山矢山（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩熊(a)	京都郡みやこ町勝山矢山及び勝山岩熊（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩熊(b)	京都郡みやこ町勝山岩熊（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩熊(d)	京都郡みやこ町勝山岩熊（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上河内(a)	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上河内(e)-2	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上河内(e)-1	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

上河内(b)	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上河内(f)-2	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上河内(f)-1	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上河内(c)-2	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上河内(c)-1	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上河内(g)-1	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上河内(g)-2	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浦河内	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上河内(d)	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下河内(c)	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下河内(a)	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下河内(b)	京都郡みやこ町勝山浦河内及び勝山岩熊（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
イノ迫	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藪ノ下	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下河内(e)	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桃迫-2	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桃迫-1	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下河内(d)	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
程ヶ峰-2	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

程ヶ峰-1	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浦河内(b)	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
箕田(b)	京都郡みやこ町勝山箕田（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
箕田(c)-1	京都郡みやこ町勝山箕田（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
箕田(c)-2	京都郡みやこ町勝山箕田（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
箕田(d)	京都郡みやこ町勝山箕田（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
箕田(a)	京都郡みやこ町勝山箕田（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下田-1	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下田-2	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下田(b)	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下田(a)	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下田(c)-2	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下田(c)-1	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
菩提	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御手洗(a)	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
無田尾	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御手洗(b)	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平尾(a)	京都郡みやこ町勝山大久保（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
図師(b)	京都郡みやこ町勝山大久保（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

図師(a)	京都郡みやこ町勝山大久保（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
-------	-------------------------------	---------

備考 別紙図面は省略し、その図面をみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1934号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上矢山川	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
上矢山谷1	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
米山谷1	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
米山谷2	京都郡みやこ町勝山上矢山（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
矢山川	京都郡みやこ町勝山矢山（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
矢山川2	京都郡みやこ町勝山矢山（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
上河内谷3	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり

上河内谷4	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
上河内谷5	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
上河内谷2	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
上河内谷6	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
上河内谷1	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
上河内谷7	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
上河内谷8-2	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
上河内谷8-1	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
程ヶ峯	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
程ヶ峯2	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
下河内谷	京都郡みやこ町勝山浦河内（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
初代川	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり
初代川2	京都郡みやこ町勝山松田（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり

菩提川	京都郡みやこ町勝山松田 (別紙図面25に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面25に記載 する表のとおり
研場川-2	京都郡みやこ町勝山松田 (別紙図面26に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面26に記載 する表のとおり
宇田川	京都郡みやこ町勝山松田 (別紙図面28に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面28に記載 する表のとおり
図師	京都郡みやこ町勝山大久保 (別紙図面29に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面29に記載 する表のとおり
図師川-2	京都郡みやこ町勝山大久保 (別紙図面30に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面30に記載 する表のとおり
図師川-1	京都郡みやこ町勝山大久保 (別紙図面31に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面31に記載 する表のとおり
迫筋屋敷	京都郡みやこ町勝山上矢山 (別紙図面32に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載 する表のとおり
上矢山(d)-1	京都郡みやこ町勝山上矢山 (別紙図面33に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載 する表のとおり
上矢山(d)-2	京都郡みやこ町勝山上矢山 (別紙図面34に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載 する表のとおり
米山	京都郡みやこ町勝山上矢山 (別紙図面35に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載 する表のとおり
上矢山(b)	京都郡みやこ町勝山上矢山 (別紙図面36に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載 する表のとおり
上矢山(c)	京都郡みやこ町勝山上矢山 (別紙図面37に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載 する表のとおり
上矢山(a)	京都郡みやこ町勝山上矢山 (別紙図面38に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載 する表のとおり

米山(a)	京都郡みやこ町勝山上矢山 及び勝山矢山(別紙図面39 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載 する表のとおり
正徳法-1	京都郡みやこ町勝山矢山 (別紙図面40に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載 する表のとおり
正徳法-2	京都郡みやこ町勝山矢山 (別紙図面41に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載 する表のとおり
矢山(d)	京都郡みやこ町勝山矢山 (別紙図面42に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載 する表のとおり
矢山(b)	京都郡みやこ町勝山矢山 (別紙図面43に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載 する表のとおり
矢山(c)	京都郡みやこ町勝山矢山 (別紙図面44に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載 する表のとおり
道佛屋敷-1	京都郡みやこ町勝山矢山 (別紙図面45に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載 する表のとおり
道佛屋敷-2	京都郡みやこ町勝山矢山 (別紙図面46に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載 する表のとおり
迫-1	京都郡みやこ町勝山矢山 (別紙図面47に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載 する表のとおり
迫-2	京都郡みやこ町勝山矢山 (別紙図面48に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載 する表のとおり
岩熊(a)	京都郡みやこ町勝山矢山及 び勝山岩熊(別紙図面49に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載 する表のとおり
岩熊(b)	京都郡みやこ町勝山岩熊 (別紙図面50に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載 する表のとおり
岩熊(d)	京都郡みやこ町勝山岩熊 (別紙図面51に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載 する表のとおり

上河内(a)	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面52に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載 する表のとおり
上河内(e)-2	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面53に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載 する表のとおり
上河内(e)-1	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面54に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載 する表のとおり
上河内(b)	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面55に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載 する表のとおり
上河内(f)-2	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面56に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載 する表のとおり
上河内(f)-1	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面57に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載 する表のとおり
上河内(c)-2	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面58に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載 する表のとおり
上河内(c)-1	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面59に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載 する表のとおり
上河内(g)-1	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面60に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載 する表のとおり
上河内(g)-2	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面61に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載 する表のとおり
浦河内	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面62に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載 する表のとおり
上河内(d)	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面63に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載 する表のとおり
下河内(c)	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面64に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載 する表のとおり

下河内(a)	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面65に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載 する表のとおり
下河内(b)	京都郡みやこ町勝山浦河内 及び勝山岩峯(別紙図面66 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載 する表のとおり
イノ迫	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面67に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載 する表のとおり
藪ノ下	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面68に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載 する表のとおり
下河内(e)	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面69に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載 する表のとおり
桃迫-2	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面70に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載 する表のとおり
桃迫-1	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面71に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載 する表のとおり
下河内(d)	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面72に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載 する表のとおり
程ヶ峰-2	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面73に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載 する表のとおり
程ヶ峰-1	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面74に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載 する表のとおり
浦河内(b)	京都郡みやこ町勝山浦河内 (別紙図面75に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載 する表のとおり
箕田(b)	京都郡みやこ町勝山箕田 (別紙図面76に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載 する表のとおり
箕田(c)-2	京都郡みやこ町勝山箕田 (別紙図面78に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載 する表のとおり

箕田(d)	京都郡みやこ町勝山箕田 (別紙図面79に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載 する表のとおり
箕田(a)	京都郡みやこ町勝山箕田 (別紙図面80に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載 する表のとおり
下田-1	京都郡みやこ町勝山松田 (別紙図面81に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載 する表のとおり
下田-2	京都郡みやこ町勝山松田 (別紙図面82に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載 する表のとおり
下田(b)	京都郡みやこ町勝山松田 (別紙図面83に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面83に記載 する表のとおり
下田(a)	京都郡みやこ町勝山松田 (別紙図面84に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載 する表のとおり
下田(c)-2	京都郡みやこ町勝山松田 (別紙図面85に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載 する表のとおり
下田(c)-1	京都郡みやこ町勝山松田 (別紙図面86に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面86に記載 する表のとおり
菩提	京都郡みやこ町勝山松田 (別紙図面87に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面87に記載 する表のとおり
無田尾	京都郡みやこ町勝山松田 (別紙図面89に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面89に記載 する表のとおり
御手洗(b)	京都郡みやこ町勝山松田 (別紙図面90に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載 する表のとおり
平尾(a)	京都郡みやこ町勝山大久保 (別紙図面91に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面91に記載 する表のとおり
図師(b)	京都郡みやこ町勝山大久保 (別紙図面92に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面92に記載 する表のとおり

図師(a)	京都郡みやこ町勝山大久保 (別紙図面93に示す区域の とお)	急傾斜地の崩壊	別紙図面93に記載 する表のとおり
-------	--------------------------------------	---------	----------------------

備考 別紙図面は、省略し、その図面をみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1935号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年1月福岡県告示第213号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
正信-1	朝倉市杷木星丸（別紙図面1に示す区域のとお り）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1936号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年1月福岡県告示第214号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
正信-1	朝倉市杷木星丸（別紙図面1に示す区域のとお り）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載 する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1937号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
正信-1	朝倉市杷木星丸（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1938号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
正信-1	朝倉市杷木星丸（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1939号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年12月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 サポートセンターささえ愛

(2) 代表者の氏名

脇山 真佐子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県柳川市三橋町吉開702番地3

(4) 定款に記載された目的

（変更前）

この法人は、地域の障がい者に対して、障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対して障がい者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）

この法人は、地域の障がい者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対して障がい者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1940号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成25年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域
大川市	紅粉屋

変更後

調査を行う者の名称	調査地域
大川市	紅粉屋、新田の一部

福岡県告示第1941号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめマート新宮

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目18-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**福岡県告示第1942号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町片縄北四丁目608番2、608番10から608番15まで、608番17、608番19から608番23まで、610番1、610番5、610番13から610番21まで、610番23から610

番48まで、665番1、665番21、666番2から666番5まで、及び695番14並びに区域内における道路の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東那珂一丁目6-32

株式会社オージーオー

代表取締役 小河 健六

福岡県告示第1943号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年12月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人くるめ出逢いの会

(2) 代表者の氏名

執行 正常

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市大石町353番地1 出島団地4棟504号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者も暮らしやすい街づくりのため、精神医療ユーザーの発信を基本に活動し、もって精神障害者のエンパワーメントと地域社会の福祉の増進に寄与する。

福岡県告示第1944号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年11月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更後)

特定非営利活動法人プラチナサポート

(変更前)

特定非営利活動法人プラチナネットワーク21

(2) 代表者の氏名

伊藤 雅代

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市朱雀3丁目11番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主に起業を志す中高年齢者や起業家に対して、起業実現・達成の為の支援ネットワークの構築、ITを活用した起業時のサポート、起業後の組織の発展や起業家自身の成長のサポートなどを行うとともに、併せてボランティア活動や地域活動への参加支援を行うことで地元経済の活性化及び中高年齢者の生き甲斐づくりの推進を図り、また後見に関する事業を行うことで市民の人権や福祉の増進を図り、もって地域社会全体の利益に貢献する事を目的とする。

福岡県告示第1945号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	田川桑野線	前	田川市魚町2172番15先から 田川市魚町2172番4先まで	10.5 ～ 12.5	53.9
			後	田川市魚町2172番15先から 田川市魚町2172番4先まで	10.5 ～ 12.5	53.9

福岡県告示第1946号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年12月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川桑野線	田川市魚町2172番15先から 田川市魚町2172番1先まで

福岡県告示第1947号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
直 方 県道	直 方 巻 線	直 方 巻 線	前	直方市大字頓野 3811番1先から 直方市大字感田 2354番2先まで	8.0 ～ 25.0	3,041.9	
			前	直方市大字頓野 3811番1先から 鞍手郡鞍手町大 字小牧仮称北九 州大橋中央先ま で	7.1 ～ 34.6	7,243.3	うち一般 国道200 号重用延 長405.2 メートル 、県道直 方停車場 線重用延 長250.1 メートル 、県道直 方芦屋線 重用延 長6,408.5 メートル
			後	直方市大字頓野 3811番1先から 直方市大字感田 2354番2先まで	8.0 ～ 25.0	3,041.9	
			後	直方市大字頓野 3811番1先から 鞍手郡鞍手町大 字小牧仮称北九 州大橋中央先ま で	7.1 ～ 34.6	7,243.3	うち一般 国道200 号重用延 長405.2 メートル 、県道直 方停車場 線重用延 長250.1 メートル 、県道直 方芦屋線 重用延 長6,408.5 メートル

公安委員会

福岡県公安委員会規則第13号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成25年12月27日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号中「保護」を「保護等」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 名 称 第2115回西日本宝くじ
- 発売総額及び通数 700,000,000円
1組10万通 35組
- 証 票 金 額 1枚 200円
- 発 売 期 間 平成26年4月1日から
平成26年4月15日まで
- 当せん金の総額 発売総額に対し318,900,000円
- 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し62,845,092円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し27,020,000円
- 9 受託申請期限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2116回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成26年4月8日から
平成26年4月22日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 130,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,410,532円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 15,090,000円
- 9 受託申請期限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2117回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成26年4月16日から
平成26年4月29日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,100,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,836,280円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 31,400,000円
- 9 受託申請期限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2118回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 350,000,000円
1組10万通 35組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成26年4月30日から
平成26年5月13日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 152,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 35,629,092円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17,605,000円
- 9 受託申請期限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2119回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証票金額 1枚 200円

- 4 発売期間 平成26年5月14日から
平成26年5月27日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 224,875,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,075,500円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 31,400,000円
- 9 受託申請期限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2120回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成26年5月28日から
平成26年6月10日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,350,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,590,580円

8 その他発売経費 発売総額に対し 31,400,000円

9 受託申請期限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2121回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 300,000,000円

1組10万通 30組

3 証券金額 1枚 100円

4 発売期間 平成26年6月4日から

平成26年6月17日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 130,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,575,772円

8 その他発売経費 発売総額に対し 15,090,000円

9 受託申請期限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2122回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

3 証券金額 1枚 200円

4 発売期間 平成26年6月11日から

平成26年6月24日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 224,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,043,640円

8 その他発売経費 発売総額に対し 31,400,000円

9 受託申請期限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2123回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成26年6月18日から
平成26年7月1日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 273,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,159,732円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23,160,000円
- 9 受託申請期限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2124回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成26年6月25日から

平成26年7月8日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 109,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,344,252円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,575,000円
- 9 受託申請期限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2125回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成26年7月9日から
平成26年7月22日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,350,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,601,380円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 31,400,000円
9 受託申請期限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2126回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
3 証票金額 1枚 200円
4 発売期間 平成26年7月23日から
平成26年8月5日まで
5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,250,000円
6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,684,000円
8 その他発売経費 発売総額に対し 31,400,000円
9 受託申請期限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2127回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
3 証票金額 1枚 200円
4 発売期間 平成26年7月26日から
平成26年8月12日まで
5 当せん金の総額 発売総額に対し 271,900,000円
6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,201,852円
8 その他発売経費 発売総額に対し 23,160,000円
9 受託申請期限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2128回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成26年8月27日から
平成26年9月9日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 130,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,439,692円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 15,090,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2129回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成26年9月3日から
平成26年9月16日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 224,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,059,840円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 31,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成26年1月17日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年12月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2130回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成26年9月17日から
平成26年9月30日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 125,310,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,394,440円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 15,090,000円

9 受託申請期限 平成26年1月17日